平成２３年（フ）第３１６号
福岡県遠賀郡岡垣町高陽台１丁目10番13号
債務者　中村　和平
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４７号
北九州市小倉北区片野新町２丁目13番22号
債務者　阿部　博幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４８号
北九州市門司区矢筈町11番10号
債務者　大島　博子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷10309番地１
債務者　佐野　美香（旧姓脇田）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
佐賀県佐賀市鬼丸町15番18号
債務者　杉村　繁代
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福岡県京都郡苅田町大字光国3680番地４　レオパレスオーキッドダイア207
債務者　横田　隆男
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
山口県周南市城ヶ丘２丁目２番２号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６４号
山口県周南市新宿通５丁目４番28号　昭栄徳山ハイツ206号
債務者　中島　和明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２８８号
川崎市多摩区三田１丁目14番地５　エステート内田ビル304、前住所川崎市多摩区生田５丁目24番12号
債務者　相馬　　亮
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
川崎市高津区久本２丁目７番53号　ビバリーハイツ202、前住所東京都杉並区堀ノ内２丁目13番12号　アトラス杉並方南町604
債務者　飯田　　保
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
川崎市川崎区小田５丁目10番７号　ゆき荘１号室
債務者　桑原　京子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
川崎市川崎区池上新町１丁目13番13号　コーポ林103、前住所川崎市川崎区池上新町２丁目４番20号　光コーポ303
債務者　吉川　　茂
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６８３号
東京都世田谷区桜丘３丁目13―17　第８太陽ハイツ101
債務者　杉原　　肇
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７６０号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地２街区12棟303号
債務者　松田　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７９６号
東京都練馬区中村１丁目７―12―202
債務者　吉原　和子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部